

令和8年3月4日

一宮市水道事業等公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者  
多和田雅也

一宮市上下水道部管理規程第1号

一宮市水道事業等公印規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等公印規程(平成8年一宮市水道部管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第8条 略	第8条 略 (電子印の使用) 第9条 <u>公印の押印を必要とする文書で管理者が適当と認めるものについては、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した当該公印の印影を打ち出すことができる。</u> 2 <u>前項の打ち出しに当たっては、公印管理者の承認を得たうえで行うこととし、電子計算機に記録した公印の印影が不正に使用されることのないよう措置しなければならない。</u> (職務代理者等に係る公印の使用の特例) 第10条 <u>管理者に事故があり、又は管理者が欠けた場合における、管理者の職務を代理する者又はその職務の事務取扱を命ぜられ、これを代行する者(以下「職務代理者等」という。)に係る公印については、当該職務代理者等に係る公印を使用することが困難である特別の理由があると認められる場合に限り、当該職務代理者等に係る公印の使用に替えて、当該管理者に係る公印を使用することができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

この規程は、公布の日から施行する。